

Title	社会主義と国家 (四、完)
Sub Title	
Author	小泉, 信三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.5 (1923. 5) ,p.686(14)- 714(42)
JaLC DOI	10.14991/001.19230501-0014
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230501-0014

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社會主義と國家 (四、完)

小 泉 信 三

(十四)

權威の否定を第一要義とすること、今日より明日に國家を撤廢することの不可能なることは、*Marx-Engels* の起草に係る國際労働者協會總務委員の秘密回狀 *Die angeblichen Spaltungen in der Internationale* (一八七三年三月)の中に說かれて居る。即ち彼等は *Bakunin* の主張する權威否定の新社會組織に反對して、それが結局實質上に於て國家に外ならぬものとならざるを得ぬ理由を説明して居るのである。それに謂ふ、即ち吾々は此の胸壁委員 *Barrikadenröhren* なる無政府組織に於て、先づ自治體議會、次いで執行委員會を有つことになる。而して何事かを執行せんが爲めには、之に何等かの權力を與へ、之を武力に依つて支持しなければならぬのである。吾々は更に進んで此公權力の組織を主要任務とすべき聯合議會を有するのであ

る。此議會は、自治體議會と同じく、執行權を一個若しくは幾多の委員會に移さなければならぬ。此委員會は鬭争の必要が益々顯著となると云ふ事實に依つて、早くも權威の性質を帯びるのである。即ち吾々は權威國家の一切要素の最も美事に恢復せらるゝを見る。而して吾々が此機關を下より上に向つて組織せられたる革命的 *Commün* の名を以て呼ぶことは何の用も爲さぬ。名は毫も實を改めるものではない。下より上への組織は、どのブルジョワ共和國にも存して居るのみならず、拘束的委任は既に中世にも行はれた。且つ此事は *Bakunin* 自ら之を承認して居る事は、彼れが其構成物を呼ぶに『新なる革命的國家』を以てして居るに徴して知ることが出来るのである。(Cunow, 336)

加之斯く國家の撤廢、權威の否定を第一に置くことは、*Marx* 等の立場よりすれば、プロレタリアの支配階級に對する鬭争力を減殺するものである。プロレタリアは其力を集中して、先づ權力を略取し、次いで之を資本家剝奪の爲めに行使しなければならぬのである。故に上記秘密回狀は別の一節に記して云ふ、無政府、これがその首領 *Bakunin* —— 社會主義諸体系からたゞ其題號のみを取つた *Bakunin* ——

の偉大なる見世物である。凡ての社會主義者は、無政府なる語によつて、左の事を了解する。プロレタリア運動の目標たる階級の撤廢が一度び成就すれば、生産的大多數者を少數搾取者の桎梏の下に維持する爲めにのみ役立つ國家の權力は消滅して、政府の任務は單なる管理の任務に轉化すると云ふことがそれである。然るに l'Alliance (Bakunin の率ゐる L'Alliance de la démocratie socialiste) は正反對の行動を取る。彼等はプロレタリアルの間に、搾取者の手中に於ける社會的並に政治的勢力の強大なる集中を破壊すべき最も確實なる手段として Anarchie を吹聴するのである。而して此口實の下に、彼等は、世界がインタナショナルを破壊しようとして居る瞬間に、インタナショナルの結束に代ふるに Anarchie を以てすべしと要求するのである。(Canow, 336)

(十五)

以上述べたところに由つて、一方に於ては「國家を見るに階級以上に浮動する不偏不黨の一威力を以てする」國家社會主義とマルクシズムと、他方に於ては「今日より明日に」國家を撤廢せんとする無政府主義とマルクシズムとの差別は略ぼ明に

せられたものと信ずる。マルクシストは終局の目標を國家の Absterben に置く點に於て國家社會主義者と所見を異にし、無産階級の國家權力獲得並に行使を此目標に到達すべき第一着歩となす點に於て、無政府主義者と相容れないのである。然らばマルクシストは無産階級の政權獲得並に其行使は如何なる形に於て行はるべきものと觀察して居るか。即ち無産階級の政權獲得は *Gewaltrevolution* に依つて行はれるか、又は平和的推移が可能であるか。及び政權を獲得した後のプロレタリアは、獨裁の形に於て其意思を行ふか、或は依然としてデモクラシイを保存するかの問題である。此問題は新しい問題ではない。併しそれが近年に至つて殊に喧しい論争主題となつたのは、Lenin の *Staat und Revolution* が新たに此問題を提出して以來の事である。

Lenin は其の周到なる Marx-Engels 著作涉獵の結果として、Marx-Engels の見解は、無産階級の政權獲得、即ちブルジョワシイ國家の撤廢は *Gewaltrevolution* に依るにあらざれば不可能なること、而して獲得せられた政權はデモクラシイと相對立するものとしての無産階級獨裁の形に於て行はれなければならぬと謂ふにあるものと

の斷定を下した。彼れは無政府主義者の國家の「撤廢」に對して、Engelsが國家の Absterben を説いたのは、決して革命的激變に由らざる國家の漸次的消滅を説いたものではなくて、Engelsの眞意も、現在のブルジョワジイ國家は當さに Gewaltrevolution に依つてのみ倒さるべきものとなすにあつた事を五條に分けて力説して居る。それに依れば、第一、Engelsがプロレタリアは國家權力の掌握に依つて「また國家を國家として」廢止すると云つたのは、プロレタリア革命に依るブルジョワジイ國家の「廢止」を意味するものである。反之 Absterben の語は、社會主義革命後に於けるプロレタリア國家の殘骸に關するものである。此革命後に於てプロレタリア國家、若しくは半國家は死亡すると謂ふのである。

第二、Engelsに依れば、國家は「一個特殊の抑壓權力」である。従つてプロレタリア抑壓の爲めのブルジョワジイの特殊權力は、プロレタリアの「特殊抑壓權力」を以て代られねばならぬ（無産階級獨裁）。これが即ち國家としての國家の廢止である。而して此のブルジョワジイの抑壓權力とプロレタリア抑壓權力との交代は、斷じて「死亡」の方法を以て行はれ得るものではない。

第三、Engelsの所謂國家の死亡又は入眠は、社會の名に於てする（國家の）生産用具掌握以後、即ち社會主義革命の時期に關するものである。而して此時期に於ける『國家』の形態は最完全なるデモクラシイである。ブルジョワ國家はたゞ Gewaltrevolution のみ能く之を廢止し得る。國家當體、即ち最完全なるデモクラシイは、能く死亡し得るのみである。

第四、Engelsの國家の Absterben なる語は、常に無政府主義者に反對する許りでなく、また『自由なる民衆國家』なる成語の流布者にも反對するものである。Engelsは此成語を煽動上の理由から姑らく寛假してゐたに過ぎずして、學問上には不完全なるものとして之を排斥したのである。苟も國家は何れも抑壓權力なるが故に不自由なるものであつて、決して民衆國家ではない。

第五、Engelsは Marxと共に常にブルジョワ國家に關しては Gewaltrevolution の避く可からざることを説き、獨逸社會民主黨員に向つて一八七八年から一八九四年に至るまで、執拗に實力革命の讚美歌を唱へて聞かせた。而してこれは決して論争上の興奮の結果でも大言壯語でもなくて、實に民衆を Gewaltrevolution に關する斯る

見解に教育する必要に出でたものだと言ふのである。

而して Lenin は上記の説を總括して「プロレタリア國家を以てブルジョワ國家に代へることは *Gewaltrevolution* なくしては之を行ふべからず。プロレタリア國家の排除即ち國家其者の排除は “*Absterben*” の方法に於てのみ可能である」と云ふのである。(Lenin, 1621)

Marx-Engels は果して *Gewaltrevolution* に依らざるブルジョワ支配とプロレタリア支配との交代を不可能事と認めてゐたか。

(十六)

Lenin は *Anti-Dühring* の一節に Engels の “… *Gewalt* が歴史上に於て更に別の役目、即ち革命的役目を勤めること、その Marx の語を以て云へば、一新社會を孕める各舊社會の助産婦たること、その社會的運動が貫徹せられて麻痺死亡せる政治形態を破壊する爲めの用具たること、これに就ては Dühring 氏は一言をも吐いて居らぬ。氏はたゞ呻吟嘆息の下に搾取經濟の顛覆の爲めには *Gewalt* は恐らく必要なるべし——不幸にして——何となれば *Gewalt* の行使は必ず其行使者を墮落せしむるか

ら——どの可能を承認するに過ぎぬのである。而かもこれを革命成就の必然の結果たる道德的精神的高翔の事實を顧みずして云ひ、又餘義なくせられたる暴力的衝突が、少くも三十年戦争の自屈を脱出して國民的意識に突入せる卑屈を一掃するの利益あるべき獨逸國に於てこれを謂ふのである。而して此の疲勞せる無味無力の説教師的思想が歴史上に於ける最急進的な革命黨に肉迫しようとするのか。と記してゐるのを引用し、(16) 又哲學の貧困の尾節「共產黨宣言」一八七五年の *Gotha* 綱領批評の書簡を指摘して居る。而して其の指定せられた場所には何等の階級何等の階級衝突がなくなつた曉に於てのみ「社會的進化は政治的革命たることを已めるであらう。其時に至る迄は社會の一般的改造の前夜に於ける社會科學の最終の語は常に

“*Le Combat ou la mort; la lutte Sanguinaire ou le neant.*

C'est ainsi que la question est invinciblement posée” (George Sand)

である」と云ひ (*Elende der Philosophie*) 又プロレタリアの發達が或點に達すると、從來或は多く或は少く隠れた形で行はれ來つた内亂が公然たる革命に破裂し、ブルジ

ヨフジイの *gewaltsamen Sturz* によつてプロレタリアは其支配を確定する『共產黨宣言第一節』と云つて居るのは、何れも確かに Lenin の解釋の左券となるべきものである。併し乍ら是れが Marx-Engels 所説の全部ではない。Lenin の引證は明に偏して居る。Engels は執拗に暴力革命の讚美歌を歌つて聞かせたと Lenin が云ふならば、同時に彼れが別の機會には平和手段の讚美歌を歌つて居る (Mauthner の口吻を學ぶ) 事實を示すことも決して難事でない。彼れは決して常に武力革命を歓迎したのではないのである。第一に引用せらるべきは Marx の *Klassenkämpfe in Frankreich* に對する一八九五年三月五日附の序文の一節である。それには謂ふ、世界歴史の皮肉は一切のものを顛倒せしむる。『革命家』たり『顛覆者』たる吾々は合法手段に出づる場合に、違法手段、革命に出づる場合よりも遙かによく成功する。反之自ら『秩序黨』なりと稱する人々は、彼等自身に依つて造られた合法的狀態の爲めに壊倒するのである。彼等は絶望して、*Océan Barrot* と共に *la légalité nous tue* 合法性我等を殺すと叫ぶのに反して、吾々は此の合法性によつて逞ましき筋肉と澤よき頬とを得て、永遠の生命の如き容貌を呈する。而して吾々が彼等を喜ばす爲めに市街戦に

身を投ずることをせぬ限りは、結局彼等の爲すべきことは、彼等に取つてしかく致命的なる此合法性を破壊することの外には存せぬのである。(S. 21)

而して Engels が少壯時代には實力革命主義者であつたものが加齢と共に其意見が老熟し、穩和化したと云ふ解釋の必しも當らざることは、彼れが二十七歳の時に起草して終に發表せられずに終つた『共產黨宣言』の未定稿 (Engels, *Grundsätze des Kommunismus*, hrsg. von Ed. Bernstein 1914) に依つても窺はれるのである。即ち問答體に書かれてゐる此の *Grundsätze* の第十六問は「私有財産の平和的方法に於ける廢止は可能であるだらうか」であるが、此に對して Engels は答へて、「此事の行はるべきことは、最も望ましい。共產主義者は疑もなく此事に反對する最後の者であるだらう。共產主義者は凡べての謀叛が實に無用のみならず、却て有害なることを熟知して居る。彼等は革命が故意に起されるものではなくて、常に如何なる場合にも全然個々の黨や一の階級の意思と指導とに關係なく、時の事情の必然的結果なることを熟知して居る。併し乍ら同時に彼等は殆ど凡べての文明國に於てプロレタリアの發達は強制的に抑壓せられ、それに依つて共產主義の反對者は全力を以

て革命に向つて努力して居ることを認めるものである。斯くすることに依て遂に抑壓せられたるプロレタリアを驅つて革命を起こすに至らしめたるならば、共產主義者は今日言葉を以て行ふ如く「法」を以てプロレタリアルの主張を擁護するであらう」と言つて居るのである。

是に由て觀るに Engels は固より Gewaltrevolution の否認者ではない。併し乍ら又決して常に暴力の謳歌者讚美者であつたとは云はれぬのである。其著作の全體を通じて見れば、Engels はプロレタリアの政權掌握が平和手段に由つて行はれ得ぬ場合には敢て Gewalt に訴ふることを辭せぬと説いたに止まるもので、暴力が平和手段よりも歡迎すべきものなる事は必しも主張して居らぬ。彼れの暴力を謳歌するかの如き章句を引用することは固より難事でないが、併しこれと同時に明かに其反對の意味を有する章句も亦之を見出すに難からぬのである。Gewalt の行使に俟つべきか否かは一に時の事情に由つて左右せらるべきものと解せねばならぬ。

然らば Marx-Engels は Gewaltrevolution に依らざるプロレタリアの政權掌握を可能

の事と認めてゐたか。

(十七)

「共產黨宣言」に曰く「勞働者革命の第一歩はプロレタリアを支配階級に高めること、デモクラシイの獲得、die Erhebung des Proletariats zur herrschenden Klasse, die Er kämpfung der Demokratie である。」(Das kommunistische Manifest 8. autorisierte Ausgabe, 44) 併しデモクラシイの獲得は直ちにプロレタリアの政權掌握を意味してはゐない。所謂デモクラシイは參政權の平等、言論出版集會結社の自由等を主なる内容となすものと解せられ、或は Engels に依れば、茲に謂ふデモクラシイの獲得は直ちに普通選舉權の獲得其者を意味するもの、如く見えるが、(即ち彼れは Marx, Klassenkämpfe in Frankreich の序文中に Schon das kommunistische Manifest hatte die Er kämpfung des allgemeinen Wahlrechts, der Demokratie, als eine der ersten und wichtigsten Aufgaben des streitbaren Proletariats proklamiert 記して居るのである)此意味に於けるデモクラシイの獲得は、プロレタリアの政權掌握の準備となるものではあつても、其事直ちにプロレタリアの政權掌握を意味するものではない。Engels が別の機會に「それ(デモクラチク共和國)

に於ては、富は間接に、併しそれだけ愈々確實に其威力を行ふ。第一には、直接なる官吏腐敗の形に於て、(亞米利加)第二には政府と取引所との『同胞提携』に依つてと記して居るに徴しても (Ursprung der Familie S. 181) デモクラシーの實現は直ちにブルジョワジイの國家權力喪失を意味するものではなくて、民主的共和國が猶ほ能く資本主義、ブルジョワジイの支配と兩立し得るものなることは明白である。プロレタリアが支配階級となるには、デモクラシーを基礎として、更に其上にプロレタリアの數量的精神的に發達することを俟たなければならぬのである。吾々に取つての問題は、畢竟デモクラシーの實現せられてある國に於て、プロレタリアはその數量的精神發達に伴ひ、果して議會を通じて平和合法的手段に依つて能く國家權力を掌握することが出来るか否かの一事に歸着する。若し此事が可能ならば、ブルジョワジイ國家は *Gewaltrevolution* に依つての外之を廢止すべき途がないと云ふ Lenin の主張は破れざるを得ぬのである。

Marx-Engels が暴力行使の價值を説いたものと解すべき章句は決して乏しくなく、S. Lenin は引用して居らぬが、Marx は一八四八年十一月七日 *Neue Rheinische Zeitung*

に掲げた文章中に「舊社會の斷末魔の苦痛、新社會分娩の苦痛を短縮し、輕易にし、集中する方法は僅かに一あるのみ、*der revolutionäre Terrorismus* がそれである」と謂ひ、(Aus dem Literarischen Nachlass von K. Marx, F. Engels und Ferd. Lassalle III. Bd. 199) 又議會輕侮の意を表しては、「救治すべからざる議會的屈列陳病(痴愚)なる語を用ゐ、之を説明して、その不幸なる患者をして全世界と其運命、其未來は光榮にも彼等を其議員とする特殊の代議團體に於ける投票に依つて左右決定せらるゝものとの崇高なる確信を抱かしむる疾病」と稱して居る (*Revolution und Kontrerevolution*, S. 107/108)

是等は *Gewaltrevolution* に依るの外、ブルジョワジイ國家は之を廢止するの途なしと主張する者に取つて有利なる章句であらう。併し乍ら、他の一方に於て、彼等は明かにプロレタリアの政權掌握がデモクラシーの發達せる國に於て行はるゝ場合と然らざる國に於て行はるゝ場合とを區別して、前の場合に於ては、此事の適法手段に依つて平和の裡に行はれ得ることを認めてゐたものと當然解釋しなければならぬ言説をなして居るのである。即ち Engels は既に其「共產主義綱領」の一節に「革命は……民主的國家組織を造り、それに依りて直接間接にプロレタリアの政

治的支配を送り出すであらう。プロレタリアルが既に人民の多數を占むる英國に於ては、直接に「未だ然らざる」佛蘭西及び獨逸に於ては間接に」(S. 24)。と謂ひ、又 Marx は一八七二年 Haas に於けるインタナショナル會議閉鎖後、Amsterdam の民衆大會に臨んで試みた演説の一節に次の如く述べた。曰く「勞働者は、新勞働組織を建設する爲めに何時か政治的權力を手中に掌握しなければならぬ。彼れは舊制度を維持する舊政治を顛覆しなければならぬ。…併し乍ら吾々は此目的に到達する方法が何處に於ても同一なりと主張するものではない。吾人は異なる地方の制度風俗習慣を顧慮しなければならぬことを知つて居る。而して吾人は亞米利加英吉利の如く——又若し私が貴國の制度施設を更によく知つたならば、恐らく附加へて云ふであらう——和蘭の如く、勞働者が平和的方法に依つて此目的に到達し得る國のあることを否定するものではない。然し此事は凡ての國に於て然るものではない」(Zitiert bei Kautsky, Demokratie oder Diktatur 1920 S. 10)。故に Marx が其前年(一八七一年四月十二日)Kugelmann 宛書簡中に「從來の如く、官僚的軍閥的機關を一の手から他の手に移すことでなく、之を紛碎すること」を以て「大陸に於ける、真

の民衆革命の豫備條件」とした(Neue Zeit Jahrg. 20, Bd 1, S. 709)眞意は Lenin の謂ふが如く當時の英國は未だミリタリズムなく官僚政治なき純資本主義國の典型であつたから之を除外したのではなくて、デモクラシーの發達せる國に於けると然らざる國に於けるとに由つてプロレタリアが其「目的に到達する方法の…同一ならざること」を謂ふにありしと解釋すべきものであらう(Mahtner, Bolschewismus 174)。此解釋は更に Engels の Erfurt 綱領批評書簡の一節に由つて最有力なる後援を受けてゐる。それに曰く「議會 Volksvertretung に一切權力が集中せられ、人民の多數を背後に有するや否や、立憲的に如何なる事をも意の如く行ひ得る諸國では、舊社會が發達して平和的に新社會に化成し得ることは考へ得べきところである。佛蘭西亞米利加の如き民主的共和國、…王朝が民意に對しては無力であるところの英吉利の如き王國は正にそれである」と。而して彼れは獨逸を是等諸國と相對照せしめ、獨逸に於て一個の公然共和主義的なる綱領を立てゝはならぬ事實、其者が此國に於て安樂平和なる方法を以て共和國を建設すること、實に共和國のみならず、共產主義社會をも建設するを得べしとすることの如何に甚しき幻想なるか

を證明する」と云つて居るのである。(Zur Kritik des sozialdemokratischen Programmentwurfs, Neue Zeit XX, 1, S. 10, 11.)

以上の引照に由て觀れば、プロレタリアの國家權力掌握、即ちブルジョワジイ國家の廢止は何れの國に於ても一樣に *Gewaltrevolution* の方法に依つてのみ行はるべしと云ふのが Marx-Engels の眞意であると云ふ、Lenin の主張は、甚だ偏局せる引證を典據とするものだと言はなくてはならぬ。彼等は或國に於てプロレタリアの勝利が安樂平和の方法に依つて實現せられ得べしと信することの「甚しき幻想」なることを訓へると共に、他の或國々に於ては平和的推移の可能なることを認めて居る。而して此の二つの可能の孰れに該當すべきかは、其國々に於けるデモクラシイ完成の程度如何に由るのである。Kautsky が「Marx 及び Engels は其政策に於て常に民主的諸國と非民主的諸國との間に大なる差別を設け、前者に就ては平和的方法に由るプロレタリアの政權略取を可能否な蓋然と認め、露獨奥の如き軍閥王國に於ては *Gewaltrevolution* を避くべからざるものと認めた」と云ふのは (*Demokratie oder Diktatur*, 10/11) 正當なる解釋とすべきものである。

(十八)

Marx-Engels はプロレタリアの平和的方法に依る國家權力掌握の可能を認めたと云ふ解釋に對して旁證となるべきものは、彼等の普通選舉權の價值に對する見解である。暴力革命に依らざるプロレタリアの政權略取を不可能視する Lenin は當然普通選舉の價值を輕視せざるを得ない。彼等は民主共和國が資本主義の最好政治的被覆となし、之を得て資本の威力は愈々確實鞏固となることを述べた後、「更に猶ほ特説しなければならぬのは Engels が最大の明確を以て普通選舉權を稱してブルジョワジイ支配の爲めの武器となしたことである」と云ひ、Engels が *Ursprung der Familie* の一節に「普通選舉は勞働者階級成熟の尺度である。それは今日の國家に於ては決して此以上たること能はず、又此以上たらぬであらう」(S. 182) と記したのを引用して居る。而して更に附加して「我が社會革命黨並にメンシエフキ一類の小ブルジョワ民主主義者、並に其兄弟たる西歐羅巴の社會シヨウヰニスト並に機會主義者は、正に普通選舉權から『多く』を豫期して居る。彼れ等は自ら普通選舉權は『今日の國家に於て』勞働民衆の多數の意思を表示せしめ、又其遂行を確保

することを得るものとの謬見を抱き、且つ之を民衆に傳へるものである」と云つて居る。(Stat und Revolution S. 13/14)

併し Marx-Engels が普通選舉權に單にプロレタリアの成熟尺度たるよりも多くの望を繋けたと解すべき理由は、彼等が Guesde, Lafargue と共に校訂した佛蘭西労働黨の綱領中(一八八〇年 Le Harre の大會に於て採用せられたる)に見出される。彼等が獨逸社會黨の綱領案に加へた批評の嚴格であつた事實を顧みれば、此の佛蘭西に於けるマルクス黨の綱領が Marx-Engels の意思に反する章句を掲げたものとは解せられぬ。而して其一節は「斯くの如き組織はプロレタリアに提供せられたる一切の手段を以て努力しなければならぬ。其手段中には普通選舉權も含まれる。普通選舉權は斯くして從來の如き詐偽の手段から轉じて解放の手段となる」と云つて居るのである(«transformé ce moyen de duperie qu'il a été jusqu'ici en instrument d'émancipation» zitiert bei Mautner 185-6)。

Engels は更に Klassenkämpfe in Frankreich の序文中獨逸社會黨の急速なる發達を叙して「獨逸労働者が一八六六年に採用せられた普通選舉權を利用する方法を解

したその理解の爲めに、驚くべき黨の發達は争ふべからざる數字に於て全世界の前に展示せられて居る」と云ひ、更に社會黨鎮壓法下、並に此法の撤廢後に於ける社會黨得票の激増を記した後「政府と支配階級とはその有ゆる手段を——無益無意義無效に——用ゐ盡した。彼等の無力の一目瞭然たる證據……此證據は幾百萬を以て數へるのである。國家の道は窮し、労働者の道は始めて開けた Der Staat war am Ende seines Latens, die Arbeiter erst am Anfang des Irgens」併し乍ら獨逸労働者は加之その單に最強大にして最も訓練あり、且つ最も急速に膨脹する社會黨として存在することに由つて、其主義の爲めに貢献した第一の功績の外に、更に第二の功績を立てゝ居る。彼等はその全世界の僚友に如何に普通選舉權を利用すべきかを示すことに由つて、彼等に最も銳利なる武器の一つを與へたのである。……拉典諸國の革命的労働者は選舉權を一の陷阱、一の政府の偽囁用具と見るに慣れてゐたが、獨逸に於ては事態は異なつてゐた。共產宣言は既に普通選舉權、デモクラシイの獲得を鬭争的プロレタリアの第一の最重要なる職分の一と宣言し、Lassalle は再び此點を取つて主張したのであつた。さて Bismarck が民衆をして其計劃を利益を

感ぜしむる唯一の手段として此の選舉法を採用するの已むべからざるを認めた時、吾が勞働者は之を輕忽に附せず、第一帝國憲法制定議會に August Bebel を選出したのである。此時以來彼等は適宜に選舉法を利用して優に其勞に千倍する報酬を收め、又全世界の勞働者に選舉權利用の模範を示したのである。彼等は選舉權を佛蘭西マルクス黨の語を以て云へば、從來の如き欺瞞の手段から轉じて解放の手段たらしめた」と云つて居るのである。(15/16)

Engels は更に續けて云ふ假令、普通選舉權にプロレタリアの勢力増進を表示する尺度たる以外に何等の利益がないものとしても、それは既に充分以上に大なる利益である。「併し乍らそれは猶ほ遙かに此以上をなした」。普通選舉權は選舉運動と議會に於ける演説に由つて主義宣傳を行ふ機會と自由とを與へた。「然し乍ら此の有効なる普通選舉權の利用と共に全く新しいプロレタリアの闘争方法が活動を開始し、而して此方法は速かに發達した。ブルジョワジイの支配が其内に組織せらるゝ國家施設は、更に勞働者階級が依つて以て此の國家施設其者を攻撃し得る手段を提供することが發見せられたのである。人は個々國會、自治體議會、

工業裁判所の選舉に参加し、各地位をブルジョワジイと争ひ、その選任に際してはプロレタリアの充分大なる部分が發言に参加した。而して遂にブルジョワジイと政府とは勞働黨の合法行爲を違法行爲よりも、選舉の成功を叛亂の成功よりも遙かに多く怖れるに至つたのである」(17)。而して彼れは更に進んで舊式の叛亂、胸壁に據る市街戰の奏功の見込なき理由を述べた後前段に引用した「世界歴史の皮肉は一切事物を顛倒せしむる。革命家なり顛覆者たる吾々は合法的手段に出づる場合に違法手段を取り顛覆を行ふ場合よりも遙かによく成功する」との言を吐いて居るのである。上記一般の引用が Lenin の主張を後援するものでないことは言を俟たぬ。Engels は普通選舉權を以て優にプロレタリア解放の一手段たるものと認めてゐたものと解釋せねばならぬのである。

(十九)

此のデモクラシイ、普通選舉權の尊重と Marx のプロレタリア獨裁の要求とは如何に相調和せしむべきか。Marx は其の有名なる Erfurt 綱領批評の書簡中に「資本主義社會と共產主義社會との中間には、一より他への革命的變形の時期が横はる。

これに適應するものはまた一の政治上の過渡期であつて、其國家はプロレタリアの革命的獨裁以外にあり得ぬものである」と云つて居る(Neue Zeit IX. 1, S. 573)。而して此の「プロレタリアの獨裁」が決して偶然一時的の落想でないことは、Dietl, Maunet等の詮索する通り、彼れがNeue Rheinische Zeitungに掲げた論文中に既に此事を説いてゐることに由つて示されて居る。其一節に云ふ「此の社會主義革命的社會主義又は共產主義」は一般に階級別撤廢の爲め、その基礎となる全生産關係撤廢の爲め、此の生産關係に適應する一切社會的關係撤廢の爲め、此社會的關係から發生した一切の思想の一新の爲めに必要な通過點としての革命の永久宣言、革命の階級獨裁、プロレタリアの階級獨裁である」と(Klassenkämpfe in Frankreich, 94)。然るに此のプロレタリアの獨裁なる語の意味をMarx自身は充分説明して居らぬ爲め、此に所謂獨裁は果してデモクラシイと相容れぬものなりや否やの疑問を生ずるのである。

通常用語例に従へば、獨裁はデモクラシイの中止又は其反對極を意味して居る。而かも何等法律の拘束を受けざる一個人の單獨支配を意味して居るのである。併しMarxは既に一階級の獨裁と云ふのであるから、獨裁の語を上記の如き文字通りの意味に用ゐなかつたことは略ば明かである」と云つて好からう。(Kautsky, Demokratie, 29) 彼れはブルジョワジイの獨裁の對極としてプロレタリアの獨裁を説いて居るのである。而して「ブルジョワ獨裁」は略ぼブルジョワジイの支配なる意味に用ゐられてゐて(Klassenkämpfe in Frankreich 43, 89) 必しもデモクラシイの撤廢と云ふ意味では用ゐられて居らぬ。例へば彼れは農民が工業勞働者と同じく資本の搾取に遭ふことを説き、獨り資本の没落のみが農民を向上せしめ、反資本的、プロレタリア政府のみが彼れの經濟的困窮、彼れの社會的屈從を破ることが出來ると述べた後に續けて「立憲共和國 die konstitutionelle Republik」これ即ち農民の搾取者の獨裁である。社會民主的、赤色共和國、これ即ち彼れの同盟者(工業プロレタリア)の獨裁である。而して天秤は農民が投票函に投ずる票數如何に由つて上下する(89)と云ふを以て見れば、所謂獨裁は必しもデモクラシイの撤廢を意味するものと解するを要せぬ。而してMarxが常にブルジョワジイの獨裁のみならず、更に民衆の獨裁、又は國民議會の獨裁なる語を用ゐて居ることは(Brief an Engels, vom 9,

December 1851. Briefwechsel Bd. I, 274) 偶々右記の解釋を援けるものであらう。プロレタリアの獨裁はプロレタリア階級が國家權力を掌握して、單獨支配 *Alleinherrschaft* を行ふことの意義に解すれば足るもので、必しも一切他階級屬員の政治的權利の剝奪を必要とはしない。無産階級の單獨支配はデモクラシイの停止に依つて行はれることもあり得れば、又デモクラシイの埒内に於ても行はれ得るのである。

プロレタリアの獨裁がデモクラシイの下に於ても行はれ得ることは、Engelsの言明に其の積極的典據を見出すことが出来る。彼れは實に前記 *Erfurt* 綱領批評書簡中に於て「若し確定せることありとすれば、それは我黨並に労働者階級は民主共和國の形の下に於てのみ支配權を掌握し得ることの一事である。否、佛蘭西大革命が既に示せる如く、これ(民主的共和國がプロレタリア獨裁の爲めの特殊形態 (die spezifische Form für die Diktatur des Proletariats) とある (a. a. O. S. II) と云つて居るのである。

同じく Engels は Marx の *Der Bürgerkrieg in Frankreich* の緒言を結んで「獨逸の俗物 フイリステル は近來再びプロレタリアの獨裁なる語を聞いて健康に益ある驚怖に襲はれて居

る。好し、諸君は此の獨裁の如何なるものなるかを知らんと欲するか。巴里コムミュンを見給へ。これがプロレタリアの獨裁であつたと記し、Marx も亦同書に於て「コムミュンは本質上労働者階級の政府であつた。收得階級に對する産出階級の闘争の結果であつた。労働の經濟的解放が其下に於て行はれ得べき政府形態の漸く終に發見せられたるものであつた」と云つて居る。然るに此の「労働者階級の政府」此の「終に發見せられた政府形態」はデモクラシイと相排拒するものではない。「コムミュンは巴里の諸地區に於て普通選舉に依つて選舉せられた市會議員から成り立つた」もので Marx は之に就て「…普通選舉がコムミュンに組織せられた民衆の爲めに役立つことは、個人的選舉が其事業の爲めに労働者、監督者、帳簿係を求める雇主の爲めに役立つたのと同様なるべきものである」と云つて居るのである (*Bürgerkrieg in Frankreich. Mit Einleitung und Anmerkungen von A. Conrady Berlin 1920 S. 90, 92*)。此點を念頭に置けば例へば Diehl が「…Marx は兎に角そのプロレタリアの獨裁を説く限りに於ては、之をボルシェビキ的意義には解して居らず。且つ決してデモクラシイの政治的原則に反對することをしなかつた。…Marx, Engels の

意見に従へばプロレタリア獨裁は反民主的の意味でなく、民主的國憲の埒内に於て行はるべきものである」と云ひ(Die Diktatur des Proletariats und des Rätesystem 44, 46) 又 Maunier が「Marx はプロレタリアの獨裁を要求した。併し彼等はデモクラシイの基礎の上に於けるそれを要求したのである。民主的共和國は彼れに取つては其の特殊の形態で、普通選舉はそれが爲めの缺くべからざる前提であつた。…故に民主的共和國なく、普通選舉なく、民主的思想の益々深く廣く實現せらるゝことなくしてはプロレタリアの獨裁はない。民主的共和國が、而して此國家形態のみが「Marx の意味に於けるプロレタリア獨裁の爲めの枠を供するもので、プロレタリアは充分の數量と最廣義に於ける成熟とに達するや否や、此枠を満たすことが出来るのである」と云ふのは(a. a. O. S. 188, 191)理由のないことではない。

然るにプロレタリアの獨裁が必しもデモクラシイを排除するものでないと思へば、それはプロレタリアの發達成熟に依つてデモクラシイなる外形輪廓の下に事實上プロレタリアの單獨支配が行はれるのでなければならぬ。これが Kautsky が Marx の所謂プロレタリアの獨裁はデモクラシイと相對立する一の政府形態を

意味するものでなく、プロレタリアが優勢を占める場合に於て、純粹のデモクラシイから必然的に發生する一の狀態だと解する所以である。(Demokratie S. 30) 併しプロレタリアの獨裁は一の政府形態としてでなく、必ず一個の狀態としてのみ行はるゝものかと云ふに予は其根據を Marx-Engels の發言に求むることに困難を感ずるものである。既記の如く、Marx-Engels はデモクラシイの完成せる國に於ては、プロレタリアの國家權力掌握が平和の裡に行はれ得べきことを認めたが、同時に此徑路が必しも凡ての國に於て同一ならざるべきことを明記して居る。彼等は此の支配階級の交代が平和の間に行はれ得べしと認める國を故らに列記して居るに徴すれば、平和的推移の可能なるは當時にあつては通則よりは寧ろ例外に屬すると解してゐたものゝ如く見える。特に列記せられたもの以外の國に於ては、プロレタリアの政權掌握は Gewaltrevolution を必要とする云ふのが彼等の意見であつたと解せねばならぬ。而してプロレタリアが Gewalt に依つて始めて政權を略取し得た場合に於ては、其既得の地位を防護する爲め、其政敵の政治的權利を剝奪すること、即ちデモクラシイの中止が必要已むことを得ぬものとなるであら

う。即ちプロレタリアの獨裁は實に一個の状態としてのみならず、併せて一個の政府形態としても行はれ得べきものである。而して、Marx-Engelsに據つて之を否定することは困難である。たゞMarxの所謂プロレタリアの獨裁は必しもプロレタリアと相容れぬものではないと云ふ一事は吾々の安じて言明し得るところである。

國家の本質に關するMarxの眞見解、並にその無政府主義との異同を明にする上に於てはLeninの研究は甚だ價值多きものなること認めるが、ブルジョア國家とプロレタリア國家との交代の行程方法に就ては、恐らく渠は偏局せる材料に基づいて一種の誇張的論斷を下せりとの批評を免れ得ぬものであらう。(完)

鐵道賃率制禦策としての最高限度制定に就て

増 井 幸 雄

消費者の利益を保護せむが爲めに貨物や勞働勤務の價格に制禦を加へることは古くから行はれて來た所であつて、遠くは希臘や羅馬に於ても生産の豊富ならざる日常必需品の廉價供給を目的として其の價格に關して法律的制規を設けることが行はれ、降つて中世に於てはギルドが其の獨占的地位を恃んで不當な價格を定めるのを制禦せむが爲めに種々の貨物や勤勞の價格決定權を國家又は都市の當局者の手に收めて價格を公定することが行はれた。思ふに斯くの如きは、其の當時にあつては、或る意味に於て必要でもあり、又之を實行することが可能でもあつた。然しながら近世に至つては、事は斯くの如くなるを得ざるに至つた。人格の自由に對する要求従て住所撰定の自由・職業撰擇の自由・營業方法決定の自由に對する要求は、斯かる價格制限と相容れなかつた。自由競争の效果に對する過